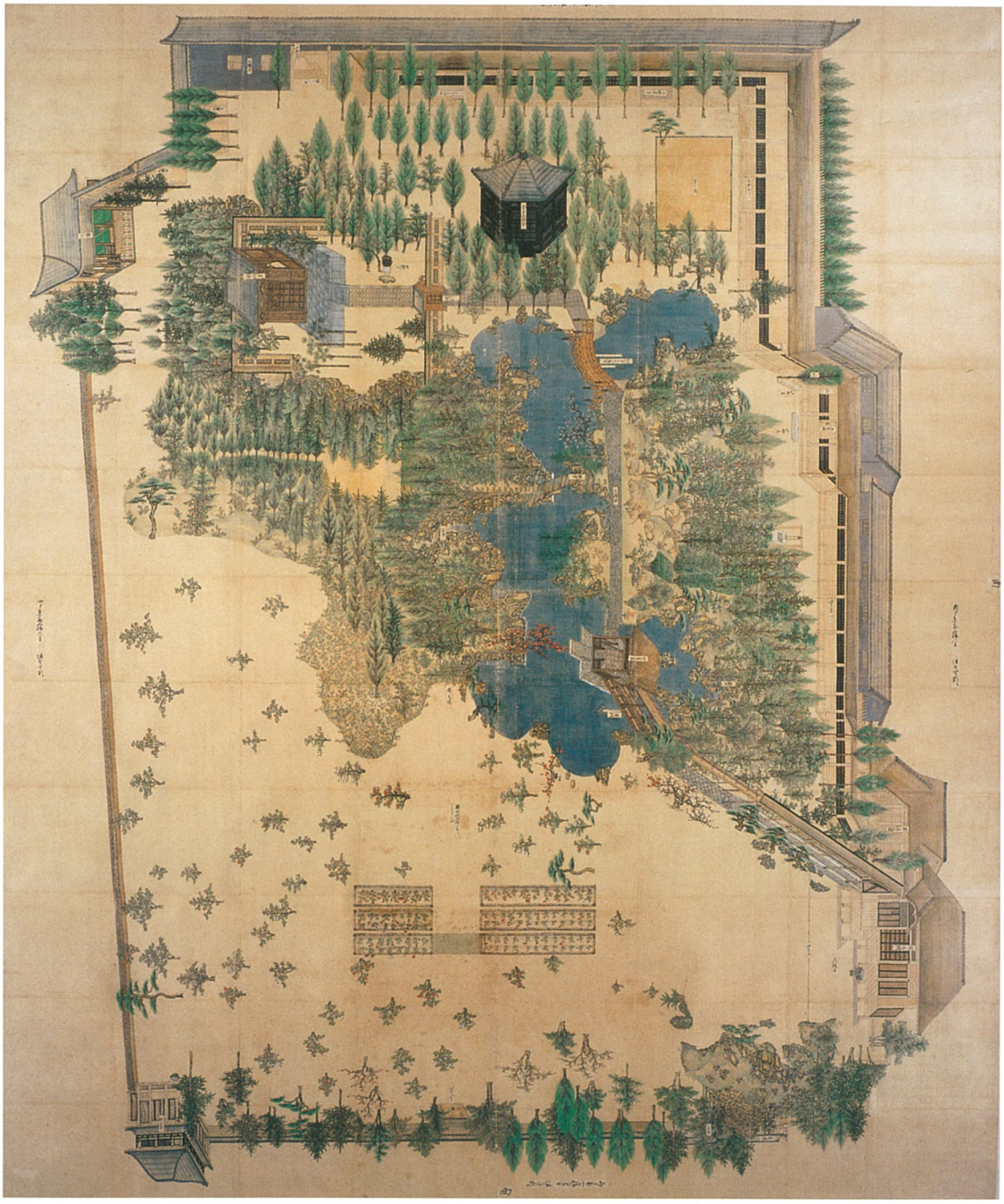

◆絵図のいろいろ　中御座之間北御庭惣絵（解説八ページ）

蓬古

HÔSA

NO.61

名古屋市蓬左文庫
HOSA LIBRARY, CITY OF NAGOYA

展示室

三・分限帳
　十月二日～十月三十一日
　十一月六日～十二月五日
四・古城記・合戦記
　一月八日～二月六日
　二月十九日～三月十九日

◆分限帳

「分限」とは、身分・地位・財産を意味し、「分限帳」（ぶんげんちょう、ぶげんちょう）とは、江戸時代の大名家臣の名前・禄高・地位などを記載した帳簿のことです。侍帳・家中帳などともよばれます。

江戸時代の大名家臣団は、大名を指揮官とする軍事集団という性格を本来もっていましたから、分限帳も、大名指揮下の部隊編成の帳簿という特性が、江戸時代でも早い時期ほど強く現れています。

『松平忠吉分限帳』を例にとって、少し詳しく説明しましょう。松平忠吉（一五六一～一六〇七）は、徳川家康の四男で、東条松平家を相続し、武蔵忍城主一〇万石から、関ヶ原戦後には尾張清須城主となりました。知多郡・海西郡などを除く尾張の大半を領有する大大名となりましたから、旧来の家臣に加増したり、新規に家臣を採用した結果、慶長八・九年（一六〇三・四）ごろに忠吉分限帳〈甲〉が作成されました。

忠吉分限帳〈甲〉によれば、家老小笠原和泉守吉次以下の組頭（侍大将）たちが、騎乗の武士である家中（侍）組一三組を率いています。大名の親衛隊としては、小姓衆や馬廻（旗本）組六組が編成されています。この忠吉分限帳〈甲〉では明確ではありませんが、物頭（忠吉分限帳〈乙〉では寄合組に該当する）たちが、鉄砲・槍・弓などの足軽組を率いていました（表参照）。

慶長十一年に知多郡一〇万石が忠吉に加増されて、再び家臣の加増や新規採用がされた結果、翌十二年に忠吉分限帳〈乙〉が作成され、新しい部隊編成が採用されました。分限帳には家臣の名前・地位に加えて禄高を必ず記しているのは、家臣たちはその禄高に応じた軍役人数を率いて参陣する義務があったからです。大名の場合も同様で、領有する石高に相応する軍勢を幕府のために用意しなければなりませんでした。

こうした諸部隊に編成された家臣団（番方）に対して、勘定奉行などの行政担当の家臣（役方）については、忠吉分限帳〈甲〉ではほとんどみえず、忠吉分限帳〈乙〉でも末尾に付記される程度で、部隊編成簿としての性格が強くみられます。

部隊編成の帳簿としては、すでに鎌倉幕府や室町幕府において作成された「番帳」があります。交替で将軍の身辺に詰めたり、外出に供奉する武士たち（番衆）の名簿です。一五世紀後半の室町幕府の番帳が現存しています。とくに、『在陣衆着到』は、九代将軍足利義尚が長享元年（一四八七）に近江六角氏攻めに出陣した際に率いた軍勢の名簿として注目されます。

さて、慶長十二年に松平忠吉の病死により、弟の九男徳川義直が甲府城主から移って尾張藩が成立します。蓬左文庫所蔵の尾張藩政期の分限帳は一六件（『蓬左』四五、尾張藩士分限帳一覧参照）を数えます。一八世紀の分限帳が欠けているのが残念ですが、尾張藩の分限帳の変遷を概観することができます。やはり、部隊編成の帳簿的な性格が、平時が長く続くことで薄れ、職員録的な役割が強くなってきたことがうかがえます。ことに、検索に便利な「いろは」別の分限帳が江戸時代後期に多く作成され、家臣の名前・禄高・役職のほかに屋敷（居所）・菩提寺などが記載されるようになりました。

部隊編成簿や職員録という目的のほかに、家臣に

◎忠吉分限帳〈甲〉

組名（知行取人数）	
小笠原和泉守組（91）（不祥）	家中組
小笠原監物組（61）（忍）	家中組
富永丹波守組（48）（甚）	家中組
阿部河内守組（26）（忍）	家中組
松井石見守組（9）（甚）	家中組
興津文右衛門組（26）（忍・清須）	家中組
奥山大膳組（15）（忍）	家中組
松平摂津守組（11）（甚）	家中組
小笠原伊賀守組（9）（忍・清須）	家中組
小笠原土佐守組（11）（忍・清須）	家中組
高木内膳組（13）（忍）	家中組
富永孫市組（15）（忍）	家中組
寺西藤左衛門組（19）（忍）	家中組
尾張組（22）	
小姓衆（70）	
馬廻大道寺玄蕃組（22）（清須）	馬廻組
同　松井六左衛門組（30）（忍・清須）	馬廻組
同　伊奈左門組（26）（甚）	馬廻組
同　加藤太郎左衛門組（24）（忍・清須）	馬廻組
同　奥平八郎左衛門組（24）（清須）	馬廻組
同　阿部長七組（14）（忍・清須）	馬廻組
寄合衆（87）	
弓　衆（21）	
台所衆（5）	
留守居役（16）	
（鷹師衆以下略）	

出仕地別
（甚）　甚太郎衆
（忍）　忍新参衆
（清須）清須新参衆

領地を配分するための台帳として大名が作成させた場合があります。天正十三年（一五八五）に、尾張・北伊勢を領有していた織田信雄（信長二男）は、前年の小牧・長久手の戦いが原因となった領国再編のために、『織田信雄分限帳』を作成させました。このように分限帳の作成された目的に注目しながら、分限帳をみていただければ、その記載内容が一層興味深いものとなり、又新しい発見も見出すことができるのではないでしょうか。

なお、江戸幕府が旗本・御家人・同心などの禄高や経歴などを書き上げさせた帳簿も、「分限帳」とよばれました。この公的な名簿とは異なり、民間の書店で編集、出版された、大名諸家・幕府諸役人の名鑑が「武鑑」であり、毎年改訂版が出されるようになりました。また、「武鑑」にならって、京都の公家の名鑑である、「公家鑑」も刊行されるようになりました。こうした分限帳の盛行のなかで、懐古趣味から、源頼朝や豊臣秀吉の分限帳といった架空の分限帳さえ作成・流布するようになりました。

◆古城記・合戦記

尾張藩士天野信景といえば、江戸時代中期の代表的な学者で、その博識は、千巻におよぶといわれる随筆『塩尻』によく示されています。しかし、信景の博識が単なる尚古趣味からきたものではないことは、つぎの『塩尻』（巻九六）の記事にうかがえます。

今日、城趾や古戦場に遊び、懐古の思いにひたるのみではいけない。武士たるもの、勝敗の理や城構えの是非を考察すべきである。また、国内の地理・交通に通じて置くのが、藩士の勤めである。要害となるべき山野を、代官などが考えもなく田畑に開墾してしまうのはまちがいである。初代藩主徳川義直（敬公）が「軍書合鑑」を著述し、三代藩主綱誠（誠公）が「尾張風土記」の編纂を志したのも、日ごろから武備を心がけていらしたからである。

（原文を要約）

当時の新田開発の盛行に、天野信景が批判的な点は興味深いですが、要するに武士の本分は軍事にあることから、城趾や古戦場の研究が勧められています。江戸時代に書かれた古城記や合戦記は、同時代史料の乏しい古城や合戦を解明するためには欠かせない貴重な補足史料となりますが、当初武士たちが軍事研究（当時は「兵学」といいました）の参考にするために書かれたものも少くなかったと思われます。

尾張国内には、桶狭間の戦（一五六〇年）や、小牧・長久手の戦（一五八四年）をはじめとした合戦が数多く戦われました。また、清須（洲）城や小牧城をはじめ、大小の古城が多数残されています。

とくに、長久手の戦は、徳川家康が長久手（愛知郡長久手町付近）で秀吉方に完勝した合戦であり、尾張藩では、家康の遺徳を顕彰する意味もあって、小牧・長久手関係の古戦場は格別に保護されたようです。名古屋城下に住む藩士たちで、その古戦場での見聞を記録したり、合戦の経緯を考察するものは少くありませんでした。重臣竹腰正武（一七五九年没）の家臣小池儀右衛門は、長久手の古戦場を一〇〇回以上も訪れ、ついには古戦場の立体模型を作り上げたという話を、藩士で長沼流兵学者近松茂矩が伝えています。（『昔咄』一三）。

したがって、蓬左文庫にも小牧・長久手の戦に関する合戦記が、他の合戦記に抜きんでて数多く所蔵されています。

尾張国内にある古城についても当時の人々の関心は高かったようです。数ある古城記の中でも、長坂政賢著・天野信景補校の『尾州古城志』は、後世の古城記や地誌に大きな影響を与えました（**三頁写真**）。同書は、現地調査をせずに文献から編集されたため、記載内容にばらつきがみられるとのことですが、後人が現地調査や他文献からの補足を加えた諸写本は数多く残っています。

なお、古城や古戦場に関する記事は、天野信景が「尾張風土記」に関して述べているように、江戸期に編纂された地誌の記載項目の一つであり、『張州府志』や『尾張志』などの記事も注目されます。このように、尾張の古城や合戦に関する古城記・合戦記を主に、江戸時代以前の合戦記なども加えて、蓬左文庫所蔵の古城記・合戦記を紹介いたします。

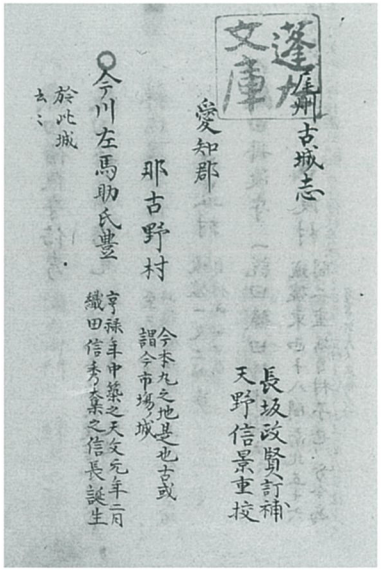

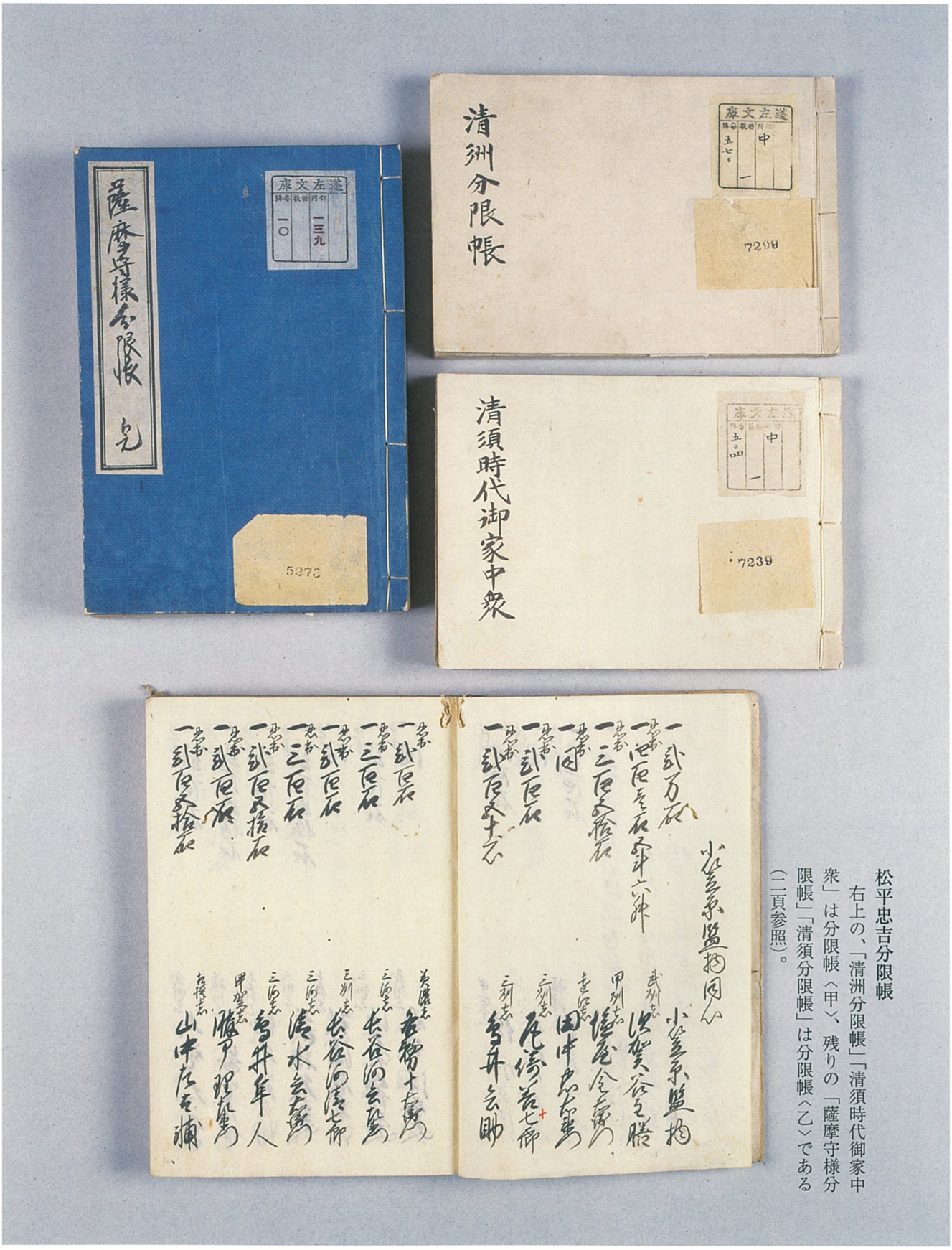

松平忠吉分限帳

右上の、「清洲分限帳」「清須時代御家中衆」は分限帳〈甲〉、残りの「薩摩守様分限帳」「清須分限帳」は分限帳〈乙〉である（二頁参照）。

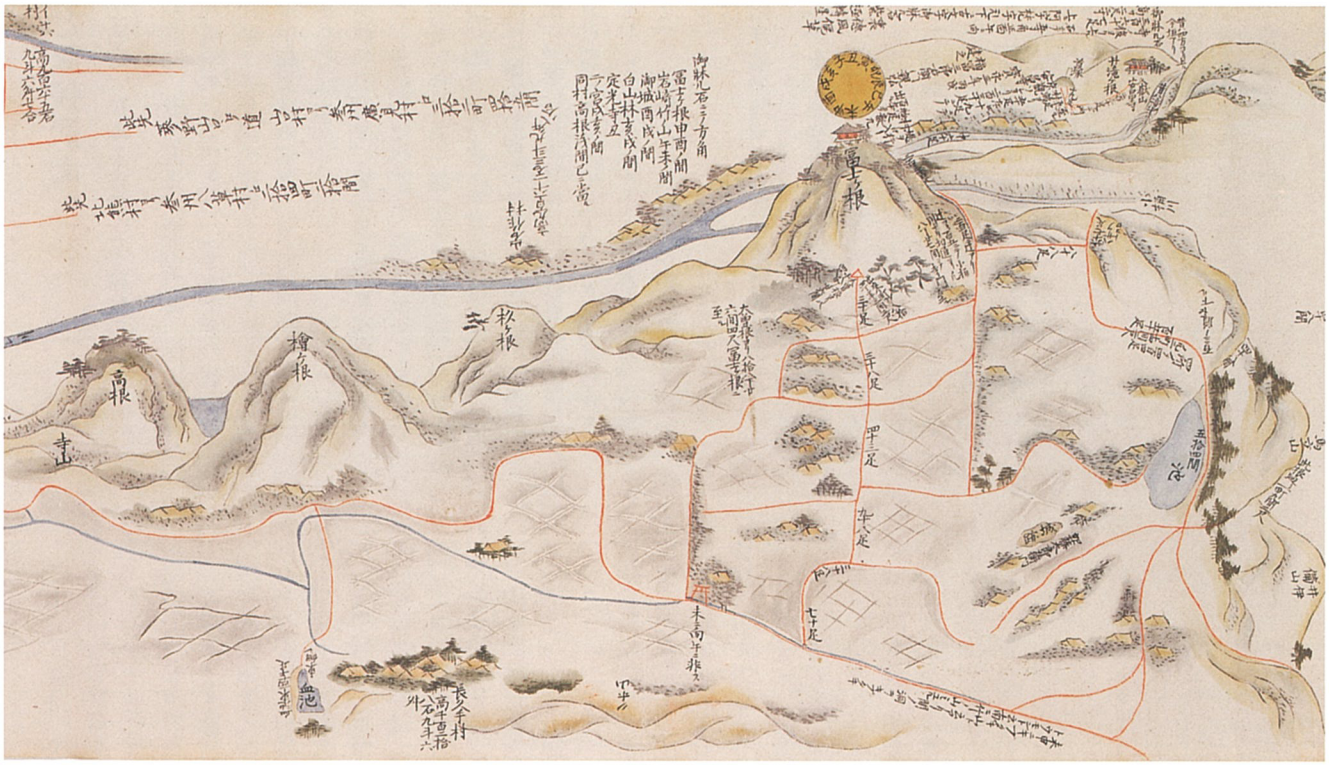

長久手図　1巻　江戸中期写

名古屋城下から長久手古戦場を経て、岩崎城（愛知郡日進町）までの案内絵図巻。上段は富士ヶ根・仏ヶ根付近の古戦場、下段は岩崎城址を描いている。

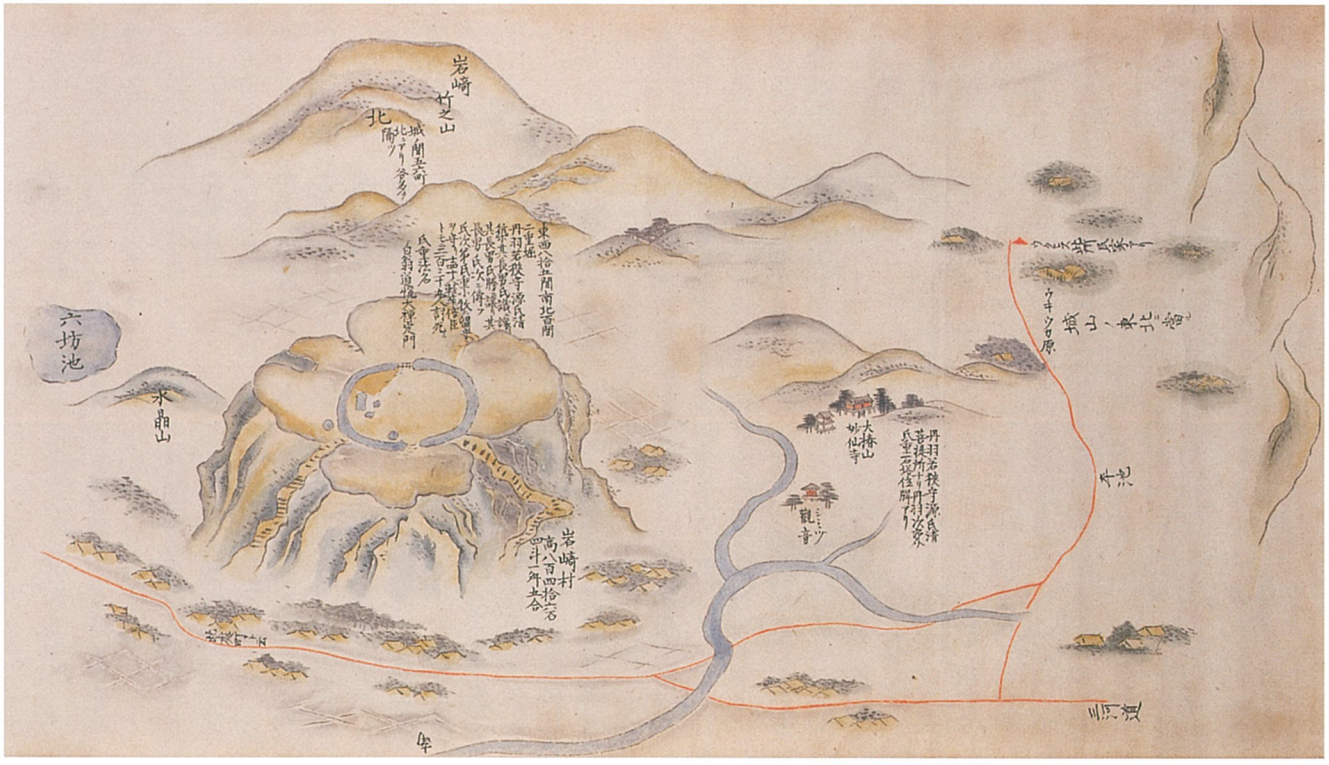

天下人と尾張武士

「藩士名寄」にみる吉田主水家政の軌跡

吉田主水家政は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康という天下人に相次いで仕えた、尾張出身の武士である。吉田氏は、宇多源氏佐々木氏の末流と称し、近江から尾張中島郡高御堂村（稲沢市高御堂町付近）に移住してきたと伝える。

吉田主水家政の実名は、尾張藩士の系譜集である『士林泝洄』（一七四七年成立）では「定政」とも伝え、江戸幕府が編纂した大名・旗本諸家の系譜集である『寛永諸家系図伝』（一六四三年完成）は「家隆」とあるが、本稿では「藩士名寄」（後述）の伝える「家政」としておきたい。家伝によれば、家政は寛永二年（一六二五）七月七日に八八才で死去したと伝えられるので、天文七年（一五三八）の生まれとなる。信長より四つ年下で、戦国末・織豊期の激動を生き抜いたことになる。

吉田家政の前半生（関ヶ原戦まで）

吉田家政の事績を、尾張藩士の系譜・履歴の集成である「藩士名寄」（蓬左文庫目録番号一四一―二）から紹介する。同書の第五六冊の「よノ六　家譜」の部に、吉田主水嘉隆（知行高五〇〇石）が提出した文化九年（一八一二）八月付の系譜（**七頁写真**）が綴られている。『士林泝洄』や『寛永諸家系図伝』に比べて成立が新しいが、本書の家政の記事は最も内容が詳しいので、検討材料を多く得ることができる。

家政　主水正　初名　右京進
織田信長公江仕、奥小性役相勤、尾州中島郡
高御堂村之内永楽弐百弐拾八貫七百文拝領仕
信長公生害之後、信雄公江仕、知行如故拝領
仕、右御黒印今以所持仕候、其後秀吉公江仕、
江州愛知郡島河村之内知行弐百三拾石被下置
御朱印今以所持仕候、右相勤候内朝鮮御陣之
節肥州名護屋迄御供仕、其後
東照宮江安藤帯刀を以被
召出、先祖之旧知高御堂村之内知行弐百五拾
壱石九升五合諸役御免許二而被下置、駿府江
相勤、大坂両度之御陣忰五兵衛共御供仕、及
老年候付、奉願隠居被
仰付高御堂村二罷在知行其侭被下置、
一、寛永二年丑七月七日行年八拾八歳二而死去、
一、右諸役御免許二而
御朱印拝領仕候年月日不相知、
（後　略）

吉田家政は、祖父家久、父家次とともに、織田信長に仕えたと伝えるが、残念ながら具体的な活動は明確ではない。しかし、天正十年（一五八二）九月に作成された万徳寺寺領帳（稲沢市長野万徳寺所蔵）に、「たかミとう　吉田水主殿」（水主は主水の誤記か）とみえるので、すでに信長の代に同家は高御堂を知行しており、本能寺の変後に尾張を支配することになった信長二男信雄に仕えたと推定される。家伝では、父家次が文禄三年（一五九四）十二月十日死去と伝えるのみで、家政が何時に父から家督を継承したかは記されていない。しかし、本書の記事では、信雄から領地を与えられたのは家政本人としているので、天正十年（一五八二）の本能寺の変以降の、吉田主水家の当主は家政と考えておきたい。

さて、吉田主水家政の領地、「尾州中島郡高御堂村之内、永楽弐百弐拾八貫七百文」は、本能寺の変後に「信雄公に仕え、知行故の如く拝領仕り、右御黒印今以て所持仕り候」とあるので、織田信雄の黒印状に記されていたものと思われる。文化九年（一八一二）当時に所持していた黒印状を根拠に吉田嘉隆が記載したと推定され、その記事は信頼できよう。

「藩士名寄」の記事には織田信雄黒印状の日付が記載されていないが、天正十三年当時の信雄家臣団の知行内容を記載した『織田信雄分限帳』では、吉田主水家政は高御堂で一三〇貫の領地を知行している。ところが、天正十四年の検地後の、信雄による領地給与では、知行高が『分限帳』段階より大幅に増加しており、領地ごとに詳細な高の把握が進められて一貫（一〇〇〇文）未満の文単位まで細かく表示されているのが特徴とされる（『新修稲沢市史』）。同じく高御堂の吉田氏の一族、吉田平内が、天正十四年七月二三日付信雄黒印状によって、伊勢員部郡宇野四五貫から、高御堂之内一〇〇貫に知行替えになっていることも参考になる（『士林泝洄』）。したがって、家政宛の信雄黒印状も天正十四年七月のものと推定してもまちがいなかろう。

さらに、天正十八年に織田信雄が改易になると、家政は秀吉に仕えることになり、「江州愛知郡島河村之内知行弐百三拾石下し置かれ、御朱印今以て所持仕り候」とある。同族吉田平内も天正十九年四月二三日付で一〇〇石を給与されている（『士林泝洄』）。実際に、吉田主水家政は、文禄三年（一五九四）正月に、秀吉の使者として、鷹狩の件について関白秀次へ申し伝えている（『駒井日記』）。また、家政が秀吉に供奉して肥前名護屋まで参陣したことは、他の史料にもみえている。このように、吉田家政の前半生について、「藩士名寄」の記事は、家伝文書に拠ってほぼ信頼できる内容となっている。

『松平忠吉分限帳』にみえない？

しかし、吉田家政が、徳川家康（東照宮）に仕え

たのは、関ヶ原の戦（一六〇〇）の前か、後かが明確ではない。また、高御堂村二五一石余の領地を給与された朱印状の拝領年月日は不明という。朱印状には日付が記されているのが通常であるから、朱印状そのものが伝存していないのか。それにしても、二五一石余の領地高は何に由来するのだろうか。前半生に比べて家政の後半生の記事は不審な点が多い。

確実なのは、尾張清須城主松平忠吉の家臣団を記載した分限帳類に、吉田主水家政の名がみえないことである。同族吉田平内は、「忠吉分限帳」に鷹匠衆として名が挙がっており、慶長六年（一六〇一）六月二五日付忠吉朱印状（高御堂二〇〇石給与）と同十一年五月二四日付同朱印状（加増一〇〇石）も伝存している（『士林泝洄』）。

吉田主水家政が、関ヶ原戦後に尾張を領有した松平忠吉には仕えず、「藩士名寄」の記事のように、忠吉の父徳川家康に仕えた可能性はきわめて高い。鷹狩の特技によって秀吉に仕えていた家政は、関ヶ原戦後に、やはり鷹狩の愛好者である家康に呼ばれたのであろう。高御堂村二五一石余の領地は、文禄四年（一五九五）八月の秀吉朱印状で認められたもので、家康もそのまま認めたと推測される。おそらく吉田主水家には家康朱印状は伝存せず、秀吉朱印状のみが伝存していたと考えれば、家政の後半生の記事のあいまいさも納得できよう。実際には家康朱印状は出されることなく、後世の家伝で家康との親密な関係を強調するために伝承された可能性もないとはいえないのである。

さらに、元和六年（一六二〇）九月一日付徳川義直黒印状で、吉田主水家政は高御堂二五一石九升五合を、その子五兵衛家澄は高御堂二四〇石を含めた三〇〇石を給与された（「源敬様御黒印写」）が、家伝では言及されていない。慶長十二年に松平忠吉が病死したのち、弟九男義直が甲府城主から清須城主に転封となり、初代尾張藩主となった。元和六年九月の黒印状は、義直が藩主として家臣に初めて一斉に出した領地給与の文書であるので、吉田家政父子はこの時までに義直に出仕していたといえる。おそらく家康の死去（一六一六）を契機に、家政と長男家澄は故郷尾張にもどって尾張藩士となり、残った二男多右衛門種久が将軍秀忠に仕えることとなったのであろう。

吉田主水家政が、尾張高御堂の本領を保ちながら、豊臣秀吉、徳川家康に仕えたとの推定は注目される。天下人秀吉は、尾張を直轄地化するとともに、尾張出身の直臣（尾張衆）を配置した。要地尾張を掌握し、信頼できる有能な家臣を統一政権に確保するためである。その一人吉田家政を引き続き用いることで、家康は秀吉の政策を部分的に継承したことになる。しかし、清須城主松平忠吉にとって、領国内に家康の直臣領が存在することで、領国支配に関して家康が介入する可能性を意識せざるを得なかったであろう。こうした領国支配の過渡的状況は、家康没後に開始された尾張藩主徳川義直の統治によって初めて解消されたと評価できよう。

吉田主水家と同じく鷹狩の特技を持つ赤林掃部家は、尾張海東郡新屋（にいや）（海部郡甚目寺町）を本領とし、秀吉・家康に仕えたのち尾張藩士となったという同様な家伝を「藩士名寄」は記載する。しかし、掃部父子は、『忠吉分限帳』に名があり、領地給与の忠吉朱印状も伝存するので、忠吉家臣であったことは確実である。忠吉没後に家康に仕えた可能性もないとはいえないが、吉田主水家の家伝に後世影響されたと推測できないであろうか。『忠吉分限帳』に名がみえるか、みえないかが検討の結果を左右したといえよう。

（下村信博）

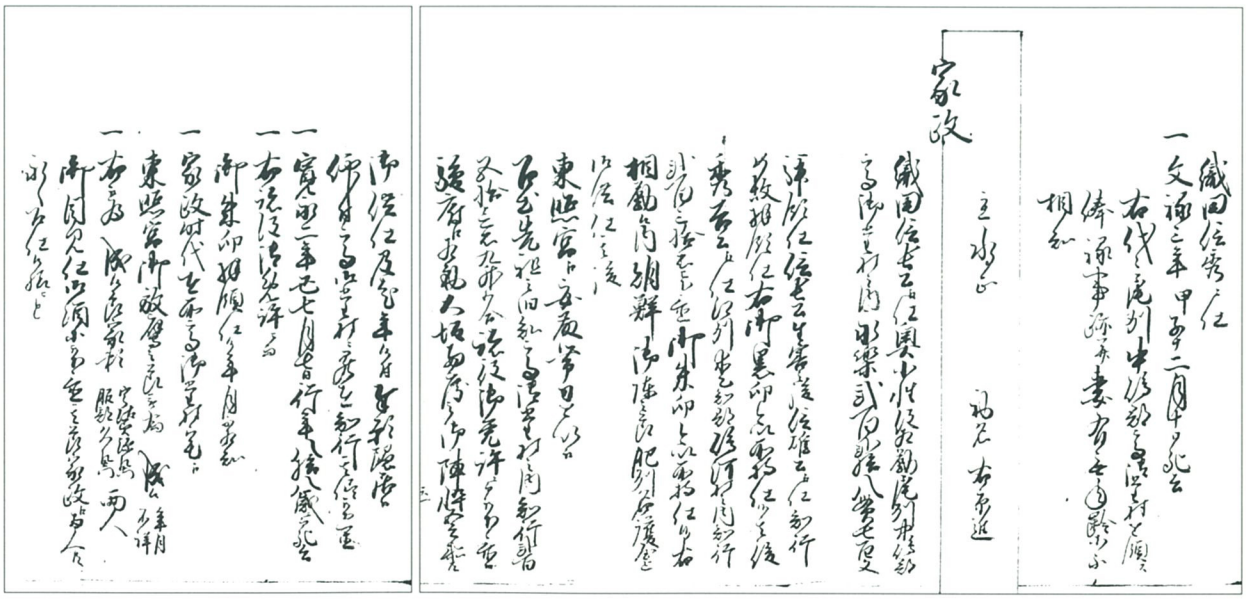

◆絵図のいろいろ（表紙口絵解説）

中御座之間北御庭惣絵
江戸時代前期写　248×413cm
（部分・金声玉振閣）

名古屋城二の丸御殿北庭の、江戸時代初期の様子を描いた大型絵図である。天守閣のある本丸の東南方に、広大な二の丸があり、名古屋城築城時には、初代藩主徳川義直の傅役、平岩親吉（一五四二―一六一一）の屋敷が置かれていた。そののち名古屋に移ってきた、義直生母の相応院（お亀の方）のための御殿が二の丸に設けられ、元和六年（一六二〇）には義直も本丸から移って、二の丸御殿が藩主の日常の住居、そして尾張藩の藩庁となったのである。

二の丸御殿内の南西側が、政務や儀式がおこなわれる「表」であり、その北側に藩主の住居である「中奥」があり、東側が藩主の妻女の住む「奥」となっていた。「中奥」には、藩主の居間である「御座之間」があって、その北側に面する庭園を描いているのが本図である。

極彩色をもって一木一石が細密に描かれている。大名の庭園は全国各地に残っているが、江戸初期城郭庭園の様子を描いた作例はほとんどみられず、庭園史上でも貴重な史料とされる。

この庭園は、初代藩主義直の代に造営された。江戸幕府の儒学者林羅山（一五八三―一六五七）は、寛永六年（一六二九）に名古屋を訪れ、二の丸の内に、孔子の金像などを祀った聖堂があり、その傍らに一〇〇〇部の書籍を納めた文庫があったことを記している。

本図には、徳川義直建立の聖堂とみられる、八角形の「金声玉振閣」や、池の中島に立つ四達堂など、中国風の建物が描かれており、義直の儒教尊崇が反映された庭園であったと思われる。また、石組みや樹木の配置、埋み門（地下道）の用意などに防衛的要素がうかがわれるとの見方もある。

こうした特色のある庭園も、一〇代藩主徳川斉朝（一七九三―一八五〇）が二の丸御殿を改築した際に大改造されて、茶席などを多く配置した、典型的な回遊式庭園に変わってしまう。明治維新後に庭園は兵営となり、戦後、名古屋市によって復原作業が進み、昭和四二年（一九六七）以来、国指定の名勝「名古屋城二之丸庭園」として公開されている。

最後に、本図は、近年の補修によって、良好な状態を保てるようになったことを喜びたい。

◆「蓬左」60号の訂正

平成十一年四月発行「蓬左」60号七頁「蓬左文庫蔵雑賀重良氏旧蔵狂歌資料」（石川了氏）の最終行に左記の一行が欠落しておりましたので、訂正いたします。

（一行追加）

（大妻女子大学教授）

◆当文庫では所蔵資料のマイクロフィルム化を漸次進めておりますが、このたび「維新関係資料」のうち資料番号26・27の部分の作成を終了しました。資料状態の悪いものについては、紙焼本も作成中です。どうぞご利用下さい。

名古屋市蓬左文庫

〒461-0023　名古屋市東区徳川町1001番地
TEL（052）935－2173

◆交　通
名古屋駅、栄より
市バス（基幹バス２番）・名鉄バス（「本地ヶ原方面」行）
「新出来」下車、徒歩５分
大曽根より
ＪＲ中央線「大曽根」下車、南口より徒歩10分

開館時間　午前９時30分～午後５時
休館日　毎月曜日、第３金曜日
祝日（日曜、月曜のいずれかに重なる場合は、日曜開館、月、火休館）
特別整理期間（２週間）
年末・年始（12月28日～１月４日）
閲覧　館内のみ。館外貸し出しはいたしません。
閲覧時間　閉架図書　午前９時30分～12時
午後１時～５時
開架図書　午前９時30分～午後５時
複写サービス　保存上支障のないものについて、マイクロフィルム複写などの方法により行います。
電話・郵便による申込みも可。
取扱い時間　午前9時30分～12時　午後1時～5時
展示　所蔵資料のうち30件程度を随時展示。テーマ、期間、回数は、年度により異なります。

「蓬左」第61号　☆平成11年10月２日発行　☆編集・発行：名古屋市蓬左文庫（東区徳川町1001番地）
☆無料　☆不定期刊行　☆印刷：菱源印刷工業（株）　※この冊子は再生紙（古紙配合率100％，白色度80％）を使用しています。